

## 海上アクセス運航事業について

### 1 運航事業の概要

津なぎさまちと中部国際空港とを結ぶ海上アクセス運航事業（以下「運航事業」といいます。）は、平成17年2月の中部国際空港の開港に合わせて運航事業を開始し、世界と津市を結ぶ海の玄関口として津市民のみならず三重県民に親しまれています。また、海外や対岸から本市への誘客効果による地域活性化や観光振興にも寄与しています。開港から14年が経過しましたが、開港当初から津エアポートライン株式会社が運航しています。

### 2 運航事業の方式

運航事業は、ハード事業である浮棧橋、ターミナル、駐車場などを国、県及び本市が整備を行い、さらに船舶（フェニックス、カトレア）は、本市が建造を行い、運航業者と裸備船契約を結んでいます。また、ソフト事業である航路の運用は民間事業者である津エアポートライン株式会社が行う公設民営方式により、利便性の高い安定した運航を行っています。

- (1) 運航航路 津なぎさまち（津新港）⇄中部国際空港（セントレア）
- (2) 運航方法 民営
- (3) 運航事業者 津エアポートライン株式会社

### 3 運航事業の経過

#### (1) 県内航路の経過

平成17年2月の津航路の開港以来、平成18年4月には四日市航路が開港、同年12月には松阪航路が開港し、競合してきましたが、平成20年10月に四日市航路が廃止され、平成28年12月に松阪航路が休止されるなか、津航路はその利便性の高さから継続して運航しています。

#### (2) 海上アクセス津航路の利用状況（1-参考2）

中部国際空港と同様に開港当初は目新しさからの見学特需等がありました。

直近の3年間は、連続して増加し、平成30年度の海上アクセス津航路の利用者数は、28万9,387人であり、この数値は、過去10年間で最大の利用者数です。

これは、海上アクセス利用者に利便性の高い無料駐車場の設置や中部国

際空港に行くには海上アクセスというイメージも定着しつつあること、さらには三重県や中部国際空港と連携した利用促進PR活動などの成果によるものと分析しています。

### (3) 運航ダイヤの変遷（1－参考3）

平成17年2月の開港時は、午前6時から午後9時までの間に14往復28便の運航でスタートしました。平成18年1月には最終便を1時間延長し、午前6時から午後10時までの間に15往復30便の運航となりました。

そして、松阪高速船株式会社の撤退に伴い津エアポートライン株式会社が松阪航路を引き継ぎ3隻運航となるとともに、松阪港からの乗継、経由ダイヤに変更し、平成21年9月には16往復32便、平成22年6月には17往復33便の運航となりました。

その後、平成23年8月に松阪航路の効果的かつ効率的な運航を目指し13往復26便運航とし、平成28年12月に松阪航路休止による2隻運航となることに伴い現行の15往復30便の運航となりました。

### (4) 運航運賃の変遷（1－参考4）

平成17年2月開港時の運航運賃は、運航経費や利用見込みから大人1,890円、小人950円でスタートしました。その後、平成20年9月に燃料費高騰による運航経費増加のため大人2,400円、小人1,200円に、平成26年4月に消費税及び地方消費税が5%から8%に変更されたことに伴い大人2,470円、小人1,240円に改定され、現在に至っています。

## 4 運航事業者との協定書締結等

平成13年5月の両備運輸株式会社からの海上アクセス運航事業提案書を採択し、平成16年1月に両備運輸株式会社が津エアポートライン株式会社を設立し、同年10月にフェニックス、同年12月にカトレアの裸備船契約を締結し、平成17年2月に運航事業を開始しました。

そして、平成17年3月に、運航事業の10年以上継続すること、赤字補填は行わないこと、事業利益のうち必要な額を船舶建造費として積み立てることなどについて、津市、津エアポートライン株式会社、両備運輸株式会社の3者による協定を締結しました（1－参考5）。

その後、平成28年3月に新たな協定の締結に向け、公設民営の原則に基づき民営による事業継続等を確認し、今後次の6つの事項について双方協議

の上決定することなどについて、3者による覚書を締結しました（1－参考6）。

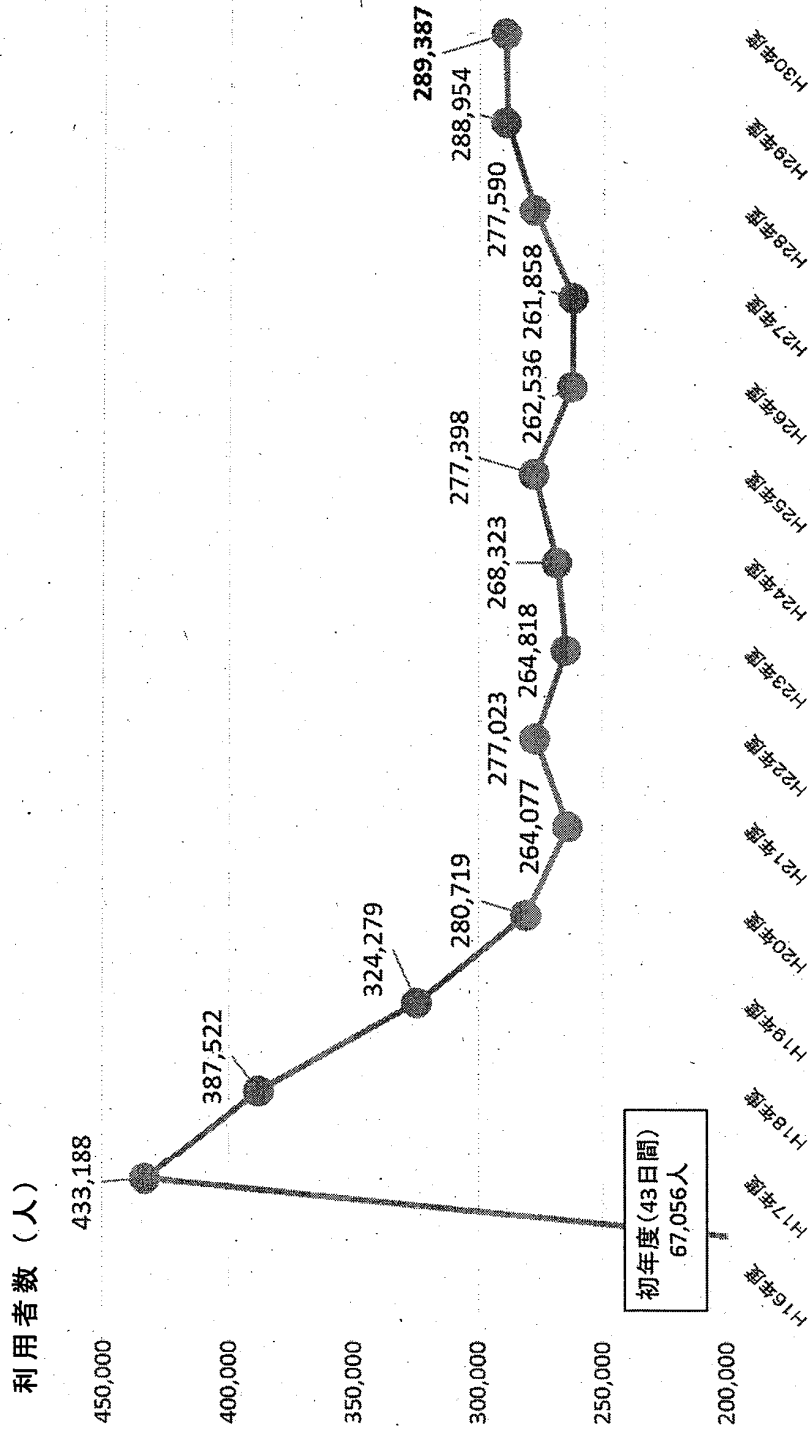
- (1) 毎時便の実現に向けた増（複）便に最大限努力すること。
- (2) 新たな船舶建造のあり方
- (3) 船舶備船料のあり方
- (4) 船舶体制のあり方
- (5) 燃油価格の状況に応じた料金のあり方など新たな利用者サービスの提供
- (6) 駐車場確保のあり方

平成29年2月には、平成29年4月から10年以上の運航事業を継続することを確認しました（1－参考7）。

## 5 現在の状況

平成28年3月の覚書における6つの協議事項については引き続き協議しており、おおむね月1回の会議を津エアポートライン株式会社と行っています。

# 海上アクセス津航路の利用者数



平成30年度 289,387人 (3年連続増加)

海上アクセス津航路運航ダイヤ変遷

H28.12.20~	
津発	セントレア発
6:00	7:00
7:00	8:00
8:00	9:00
9:00	10:00
10:00	11:00
11:00	12:00
12:00	13:00
13:00	14:00
15:00	16:00
16:00	17:00
17:00	18:00
18:00	19:00
19:00	20:00
20:00	21:00
21:00	22:00
15往復30便	

H23.8.20~	
津発	セントレア発
6:00	7:00
7:00	8:00
8:00	9:00
9:00	10:00
10:00	11:00
11:00	12:00
13:00	14:00
15:00	16:00
17:00	18:00
18:00	19:00
19:00	20:00
20:00	21:00
21:00	22:00
13往復26便	

H22.6.1~	
津発	セントレア発
6:00	7:00
6:30	7:30
7:00	8:00
8:00	9:00
9:00	10:00
10:00	11:00
11:00	12:00
12:00	13:00
13:00	14:00
14:00	15:00
15:00	16:00
16:00	17:00
17:00	18:00
18:00	19:00
19:00	20:00
20:00	21:00
21:00	22:00
17往復33便	

H21.9.1~	
津発	セントレア発
6:00	7:00
7:00	8:00
8:00	9:00
9:00	10:00
10:00	11:00
11:00	12:00
12:00	13:00
13:00	14:00
14:00	15:00
15:00	16:00
16:00	17:00
17:00	18:00
18:00	19:00
19:00	20:00
20:00	21:00
21:00	22:00
16往復32便	

H20.10.1~	
津発	セントレア発
6:00	7:00
7:00	8:00
8:00	9:00
9:00	10:00
10:00	11:00
11:00	12:00
12:00	13:00
13:00	14:00
15:00	16:00
16:00	17:00
17:00	18:00
18:00	19:00
19:00	20:00
20:00	21:00
21:00	22:00
15往復30便	

H18.1.1~	
津発	セントレア発
6:00	7:00
7:00	8:00
8:00	9:00
9:00	10:00
10:00	11:00
11:00	12:00
13:00	14:00
14:00	15:00
15:00	16:00
16:00	17:00
17:00	18:00
18:00	19:00
19:00	20:00
20:00	21:00
21:00	22:00
15往復30便	

H17.2.17~	
津発	セントレア発
6:00	7:00
7:00	8:00
8:00	9:00
9:00	10:00
10:00	11:00
11:00	12:00
13:00	14:00
14:00	15:00
15:00	16:00
16:00	17:00
17:00	18:00
18:00	19:00
19:00	20:00
20:00	21:00
14往復28便	

運航ダイヤの変更ポイント

- 平成18年1月1日：津発21時・セントレア発22時増便(2便増)
- 平成20年10月1日：津発14時・セントレア発15時廃止、津発12時・セントレア発13時増便(増減なし)
- 平成21年9月1日：津発14時・セントレア発15時増便(2便増)
- 平成22年6月1日：津発6時30分増便(1便増)
- 平成23年8月20日：津発6時30分、12時、14時、16時・セントレア発13時、15時、17時減便(7便減)
- 平成28年12月20日：津発12時、16時・セントレア発13時、17時増便(4便増)

※増便分を表内にて色付時

海上アクセス津航路運航運賃の変遷

平成17年2月17日～	片道運賃	大人 1,890円 小人 950円
-------------	------	----------------------



平成20年9月1日～	片道運賃	大人 2,400円 小人 1,200円
燃料費高騰による改定		



平成26年4月1日～	片道運賃	大人 2,470円 小人 1,240円
消費税及び地方消費税 5%→8%による改定		

## 協 定 書

津市（以下「甲」という。）と津エアポートライン株式会社（以下「乙」という。）及び両備運輸株式会社（以下「丙」という。）とは中部国際空港と津市贊岐地区（津なぎさまち）との間における海上アクセス運航事業について、次のとおり協定する。

### （事業）

第1条 乙は、中部国際空港と津市贊岐地区（津なぎさまち）の間において海上アクセス運航事業（以下「運航事業」という。）を実施するものとする。

2 乙は、運航事業を10年以上継続するものとする。

### （赤字補填）

第2条 甲は、運航事業に係る赤字補填は行わないものとする。

### （船舶）

第3条 甲は、甲所有の船舶フェニックス及びカトレア2隻を乙に貸与し、乙は、当該船舶に対する備船料を甲に納付するものとする。

2 乙は、前項の船舶が老朽化その他の事由により使用できなくなった場合に備え、毎会計年度における運航事業による利益（損益計算書の純利益をいう。）のうち必要な額を運航事業に係る乙の船舶の建造費として積み立てるものとする。

### （航路の名称）

第4条 運航事業に係る航路の名称は、津エアポートラインとする。

### （連帯保証）

第5条 丙は、乙による運航事業の継続が困難となった場合には、平成15年6月9日付けで甲と丙とによって締結された協定書に基づき運航事業の実施について乙と連帯して保証するものとする。

### （その他）

第6条 甲及び乙は、津市贊岐地区（津なぎさまち）における港へのアクセスの確保に努力するものとする。

2 甲及び乙は、運航事業の進捗状況に応じて、必要な契約書及び確認書を作成するものとする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成ノ7年 3月 / 日

甲 津市西丸之内23番1号

津市

津市長 近藤 康 雄



乙 津市なぎさまち1番地1

津エアポートライン株式会社

代表取締役 小嶋 光 信



丙 岡山市番町1丁目1番8号

両備運輸株式会社

代表取締役 小嶋 光 信





## 覚書

津市（以下「甲」という。）と津エアポートライン株式会社（以下「乙」という。）及び両備ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）とは、津航路における海上アクセス事業の実施にあたり、航路の安定した運営及び利用者の利便性の向上を図るため、平成17年3月1日に締結した協定書（以下「現協定書」という。）の内容を見直した上で改めて協定を締結するに当たり協議すべき事項及びその他事項を確認し、次のとおり覚書を交換す

（協定書の締結）

第1条 協定書の締結については、松阪航路の存廃の動向を見極めて行うものとする。

（記載する事項）

第2条 現協定書に定める事項のうち、次の各号に掲げる事項は、継続して記載するものとする。

- (1) 公設民営の原則に基づき、乙は民営による運航事業を継続すること。
- (2) 甲は、運航事業に係る赤字補填は行わないこと。
- (3) 乙は、運航事業の継続が困難となった場合に備え、運航事業の実施について丙の連帯保証とすること。
- (4) 運航事業は新たな協定書の締結日から1.0年以上とすること。

（協議を要する事項）

第3条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、双方協議の上決定するものとする。

- (1) 毎時便の実現に向けた増（復）便に最大限努力すること。
- (2) 新たな船舶建造のあり方
- (3) 船舶傭船料のあり方
- (4) 船舶体制のあり方
- (5) 燃油価格の状況に応じた料金のあり方など新たな利用者サービスの提供
- (6) 駐車場確保のあり方

（実施する事項）

第4条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、双方協議の上海上アクセス利用者の利便性向上を図るものとする。

- (1) 伊勢志摩サミット開催に伴う対応
  - ア 毎時運航を目指した臨時便の運航を行うこと。
  - イ 運航時間の短縮を行うこと。
- (2) 燃油価格の状況に応じた新たな利用者サービスの提供

（備船契約）

第5条 現協定書の内容の見直しに伴う協定書の締結を行うまでの間、傭船契約については、現在の傭船契約を暫定的に1年間延長するものとする。この覚書の交換を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 3月31日

甲 津市西丸之内 23番1号  
津市

津市長 前 葉 泰 幸



乙 津市なぎさまち1番地1

津エアポートライン株式会社

代表取締役 小 嶋 光 信



丙 岡山県岡山市北区錦町6番1号

両備ホールディングス株式会社

代表取締役会長 小 嶋 光 信



確 認 書

津市（以下「甲」という。）と津エアポートライン株式会社（以下「乙」という。）及び両備ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）とは、甲、乙、丙間における平成17年3月1日付けで締結した協定書（以下「協定書」という。）について、協定書第6条第2項の規定に基づき、次のとおり確認する。

記

協定書第1条第1項の規定に基づき乙が実施する運航事業は、公設民営の原則に基づき、平成29年4月1日から10年以上継続するものとする。

上記事項について確認したことを証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 2月17日

甲 三重県津市西丸之内23番1号

津市

津市長 前 葉 泰 幸



乙 三重県津市なぎさまち1番地1

津エアポートライン株式会社

代表取締役 小 嶋 光 信



丙 岡山県岡山市北区錦町6番1号

両備ホールディングス株式会社

代表取締役会長 小 嶋 光 信



関係資料

※汽船フェニックスについても同様の裸備船契約書あり

## 裸備船契約書

船主 津市（以下「船主」という。）と備船者 津エアポートライン株式会社（以下「備船者」という。）とは以下の条項に基づき裸備船契約を締結する。

第1条 本契約主要の事項は以下のとおりである。

1、船舶の明細	船種・船名	汽船・カトレア	総トン数	125 トン
			純トン数	
	船籍	三重県津市	資格及び船級	JG
	船舶番号	140100	製造者名	株式会社三保造船所
	信号符字	JD2054	進水年月	平成16年12月
	内航許可番号		竣功年月	平成16年12月
	夏期積載総重量ト	約 トリックン	次回検査期日	中間(3) 平成29年9月16日から平成30年3月16までの間
	船内載貨容積	立方メートル		中間(4) 平成30年9月16日から平成31年3月16日までの間
	満載航海速力	約 ノット		定期 平成31年9月16日から平成31年12月16日までの間
	夏期満載喫水	メートル		中間(1) 平成32年9月16日から平成33年3月16日までの間
	機関の種類	ディーゼル機関		中間(2) 平成33年9月16日から平成34年3月16日までの間
	公示出力	2640 キロワット		
1時間当たりの燃料消費量	重油約 トン ディーゼル油約0.44トン			
荷役設備				
2、備船期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで			
3、引渡し期日		4、解約期日	年 月 日午後5時（第3条参照）	
5、引渡し場所		6、返船場所	港 港間	
7、通知義務				
8、航行区域	平水区域			
9、備船料支払場所・方法（第5条参照）	1暦月間金 232,000円。当該月分の備船料を当該月の25日までに津市指定金融機関に納入すること。			
10、仲介手数料		11、仲裁地	社団法人日本海運集会所（東京）	
12、特約条項	この契約においては、両備ホールディングス株式会社を連帯保証人とし、両備ホールディングス株式会社は、備船者の備船料の支払その他船主に対する一切の債務につき、備船者と連帯して保証するものとする。			



(堪航能力)

第2条 船主は、本船引渡しの際、本船が船体堅牢強固、機関完全で設備及び法定属具を備え、航海に支障のないことを保障し、傭船者は、本契約期間満了の際、本船引渡し当時の原状で船主に返船しなければならない。

- 2 傭船者は、その補充した属具に関しては、船主に何らの請求をすることができない。
- 3 傭船者は、船体、機関並びに各部の属具備品でその使用により当然生じた磨損に関しては、賠償の責めを負わない。

(解約)

第3条 船主が本船の引渡し準備を整頓しないときは、傭船者は本契約を解約することができる。

- 2 本船の引渡し準備が同日時を超えて遅延することが明らかになったときは、船主は改めて傭船者に対し新たな引渡し予定日を通知し、本契約を解約するか否かを問い合わせるものとする。
- 3 傭船者は、第2項の通知を受けた日から起算して7日（日曜日・休日を含む）以内に本契約を解約するか否かを船主に通知するものとする。傭船者が7日以内に通知しないときは、船主の通知した引渡し予定日から起算して7日目（日曜日・休日を含む）の午後5時を新たな解約期日とする。

(受渡し時の船底検査)

第4条 本船引渡しの際は船主、返船の際は傭船者においてそれぞれ自己の費用により船底検査を行う。引渡しの際の検査に要した時間は傭船期間に含めず、返船の際の検査時間は傭船期間に算入する。

- 2 検査の結果損傷があったときは、その修理に要した一切の費用及び時間は船底検査を行う者がこれを負担する。

(1か月未満の傭船料計算方法)

第5条 1か月に満たない期間の傭船料は、その使用した月の日数により日割計算とし、

- 1日（24時間）未満の端数は時間割を以て計算する。
- 2 第12条の場合において傭船料の返還を要するときは、船主は前項に準じて精算する。

(航行及び貨物に関する制限)

第6条 傭船者は、本船の運航に当たっては、法令又は条約を遵守しなければならない。

- 2 傭船者は、本船を第1条8欄に規定する航行区域外又は戦争、変乱の地に使用しようとする場合は、あらかじめ船主の承諾を得なければならない。

(船員)

第7条 船員の任免、指揮及び監督は傭船者がこれを行う。

(設備改造)

第8条 傭船者は、船主の承諾を得て、自己の費用で本船内に本船使用上必要な設備改造をなすことができる。ただし、返船の際船主の要求がある場合には、傭船者は、これを原状に復さなければならない。

(修繕、検査及び諸費用)

第9条 傭船者は、本契約期間中における本船の定期検査、中間検査及び臨時検査（以下

「法定検査」という。)、修繕、運航及び船員に関する諸費用その他本船使用並びに保守保全に必要な一切の費用を負担しなければならない。

- 2 前項の諸業務に要した時間は、本契約期間に算入する。
- 3 傭船者は、本契約期間中に期日が到来する本船の法定検査を受ける義務があり、法定検査の期日を本契約期間満了後に延期した場合においても、傭船者が契約期間中行うはずであった法定検査の費用を負担し、その期間に対し傭船料相当額を支払わなければならない。検査の結果修繕が必要となったときは、傭船者は指定の修繕を行い、その費用を負担すると共にその期間に対し傭船料相当額を支払わなければならない。
- 4 法定検査並びに工事施工の場合には、場所、期日及び方法等につき、あらかじめ傭船者より船主に通知するものとする。

(保険)

第10条 傭船者は、本船に対し自己の費用をもって、保険契約を締結し、本契約期間中有効に存続させなければならない。

- 2 傭船者は、前項の保険契約を締結したときは、その保険証券の写しを遅滞なく船主に交付しなければならない。
- 3 傭船者は、本船運航上第三者に与えた損害に関してはその責任を負わなければならない。傭船者は、自己の費用をもって、本船のP & I危険につき船主及び傭船者を共同被保険者として保険契約を締結し、P Iクラブの発行する保険契約承諾証を船主に交付するものとする。
- 4 船主の責めに帰すことができない原因によって生じた本船の滅失、損傷、責任その他で保険契約(P I保険を含む)により補填されないものがあるときは、傭船者が復旧又は負担しなければならない。
- 5 本船が全損以外の損傷を負ったときは、傭船者の負担と責任において、本船を原状に復旧するものとし、本船が全損したときは、傭船者の責任と負担において、本船と同等以上の船舶を建造し、船主に引き渡さなければならない。この場合において、第1項及び第3項の保険金をその一部として充当するものとする。

(消耗品、保険料、トン税の譲渡)

第11条 引渡し時並びに返船時における未開封消耗品、食料品及び未使用の潤滑油並びに燃料、飲罐水の残存量は、当事者協議の上で価格を決定し、それぞれ傭船者及び船主において買取るものとする。

- 2 本船の未経過保険料及び残存トン税を利用する場合は、日割をもって計算する。

(使用不能)

第12条 本傭船期間中、本船が60日以上行方不明となったときは、最後の存在の時をもって本契約は終了する。

- 2 本契約期間中、本船が沈没、火災、座礁、衝突、船体・機関の破損その他の事由により全損若しくは修繕不能となったときは、その事故発生の時をもって本契約は終了する。

(売却、譲渡又は抵当権の設定)

第13条 船主は、傭船者の承諾を得なければ、本契約期間中本船を第三者に売却、譲渡し又は抵当権を設定することができない。

(再裸備船)

第14条 備船者は、船主の承諾を得なければ、本船を第三者に再裸備船することができない。

(強制使用)

第15条 本船が政府その他権限ある機関の命令により強制使用されたときは、受命者は遅滞なくこれを相手方に通知し、備船者の名義、責任、計算においてこれに応じる。この強制使用期間は本契約期間に算入する。

2 強制使用によって保険契約（P I 保険を含む）が解約又は効力を失った場合、その時以後に生じた本船の滅失、損傷、責任その他に対する備船者の責任は、政府又は権限ある機関の補償をもって限度とする。

(契約違反)

第16条 本契約に違反した者は、よって生じる一切の損害金を相手方に支払わなければならない。

2 前項の契約違反が当事者の故意若しくは重大な過失に基づく場合、又は備船料がその支払期日を4日（日曜日・休日・銀行営業日を除く）経過しても支払われないときには、相手方は何らの催告もしないで直ちに本契約を解約することができる。

(仲裁)

第17条 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は一般社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会に仲裁判断を依頼し、仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。

2 仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、一般社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会の海事仲裁規則による。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

船主 三重県津市西丸之内23番1号  
津市

津市長 前 葉 泰 幸



備船者 三重県津市なぎさまち1番地1  
津エアポートライン株式会社  
代表取締役 小 嶋 光 信



連帯保証人 岡山県岡山市北区錦町6番1号  
両備ホールディングス株式会社  
代表取締役会長 小 嶋 光 信

